解散公告

当社は、平成二十六年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

高知県四万十市西土佐中家地三八七番地

中脇電気通信有限会社

代表清算人　中脇　増美

解散公告

当社は、平成二十八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

福岡県福岡市東区箱崎ふ頭一丁目四番六一号

有限会社エヌアールエム

清算人　大津まゆみ

解散公告

当社は、平成二十七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

福岡市東区箱崎ふ頭一丁目四番六一号

有限会社エヌアールエム

清算人　大津まゆみ

解散公告（第一回）

当法人は、宗教法人法附則第十七項の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

和歌山県伊都郡高野町大字花坂七三五番地

無量寺

清算人の住所　和歌山県橋本市東家三丁目一番一三号

清算人　大宮　一郎

解散公告（第二回）

当基金は平成二十八年十月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

東京都新宿区新宿一丁目三四番九号

全国パン厚生年金基金

代表清算人　白石　茂

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年十月十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

静岡県浜松市西区庄和町一六六六番地

農事組合法人中開

清算人　大貫　英夫

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十八年九月十四日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

福岡県福岡市早良区東入部六丁目一八番三号

清算法人福岡市長峰土地改良区

清算人代表　樋口　重剛

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年九月三十日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

福岡市東区香住ヶ丘三丁目三〇番一〇号

医療法人工藤耳鼻咽喉科医院

清算人　工藤　庄治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年七月二十九日青森県の認可を得て理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

青森市筒井三丁目一七番三六号

学校法人五十嵐学園

清算人　五十嵐容子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年九月十三日京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

京都府船井郡京丹波町質志観音二四番地

質志生産森林組合

清算人　北野　秀治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年九月十二日開催の集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

兵庫県姫路市増位新町一丁目二四番

管理組合法人花の北モール

清算人　的場　勝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年九月十六日長崎県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

長崎県松浦市御厨町里免五六四番地五

医療法人社団間宮医院

清算人　物部　達也

公益信託京都ライオンズクラブ地域社会奉仕活動助成基金第三十二期決算公告

一、事業概要

主として京都市内における地域奉仕活動助成

助成金　五件　四〇万円

二、財産目録　平成二十八年六月三十日現在

資産合計　五〇、三五九、〇一八円

負債合計　〇円

正味信託財産　五〇、三五九、〇一八円

平成二十八年十月二十八日

青森市筒井三丁目一七番三六号

学校法人五十嵐学園

清算人　五十嵐容子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年九月十三日京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

京都府船井郡京丹波町質志観音二四番地

質志生産森林組合

清算人　北野　秀治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年九月十二日開催の集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

兵庫県姫路市増位新町一丁目二四番

管理組合法人花の北モール

清算人　的場　勝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年九月十六日長崎県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

長崎県松浦市御厨町里免五六四番地五

医療法人社団間宮医院

清算人　物部　達也

公益信託京都ライオンズクラブ地域社会奉仕活動助成基金第三十二期決算公告

一、事業概要

主として京都市内における地域奉仕活動助成

助成金　五件　四〇万円

二、財産目録　平成二十八年六月三十日現在

資産合計　五〇、三五九、〇一八円

負債合計　〇円

正味信託財産　五〇、三五九、〇一八円

平成二十八年十月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託京都ライオンズクラブ地域社会奉仕活動助成基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託松山道後ライオンズクラブ生涯学習文化振興基金第二十八期決算公告

一、事業概要

松山市民が参加する生涯学習活動助成

助成金　二件　三〇万円

二、財産目録　平成二十八年六月三十日現在

資産合計　一七、〇五一、六二〇円

負債合計　〇円

正味信託財産　一七、〇五一、六二〇円

平成二十八年十月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託京都ライオンズクラブ生涯学習文化振興基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

配当公告

山口県周南市野村三丁目一番二四号

破産者　株式会社ナイン

右の者に対する山口地方裁判所周南支部平成二十六年（フ）第五六号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一、五四七、六五一、一一四円

一、配当をすることができる金額

金八七、一二九、二二〇円

平成二十八年十月二十八日

山口県周南市梅園町三―五―二　中村友次

郎法律事務所　破産管財人　中村友次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字紺屋町一九三番地、最後の住所青森県弘前市大字亀甲町五一番地一セシーズ弘前公園四〇九号

被相続人　亡　村田　茂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

青森県弘前市大字茂森町二五番地

相続財産管理人　司法書士　田中　操